

「いしかわエンゼルプラン2010」(案)に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 : 平成22年8月12日(木)～25日(水)
- 2 寄せられた意見 : 20件

番号	意見内容	左記に対する考え方
第2章 少子化の動向と子育てを取り巻く環境【1件】		
1	新プランは、放課後児童クラブが必要であるという観点から、少子化の要因について分析が足りない。	新プランの策定に当たっては、県民意識調査の実施とともに、少子化の要因分析を行っておりますが、プランには、そのポイントのみを掲載しております。 また、その分析結果を踏まえ、現時点での課題を捉え直し、「第3章2(2)」において、「保育サービスと放課後対策の充実」を含む4つの分野を今後5年間の重点分野と位置づけ、特に積極的に取り組むこととしております。
第3章 プランの基本的考え方【1件】		
2	新プランは理念や施策対象にひずみが生じており、その表れが、子どもの視点の不在と、「育児への自由」に対する支援の貧弱さである。育児自体の価値を認める「育児への自由」の保障をすべての子育て家庭に対して行うことが、これからの家族政策の主題である。	新プランでは、「第3章1」において、プランの目指す姿として、子育て中への親への支援にとどまらず、子どもの育ちや若者の自立を切れ目なく支援する旨を明示し、「子どもの視点」を盛り込んでおります。 その他についてはご意見として承っております。
第4章 プランの施策体系【17件】		
3	施策の各項目が、予算事業としてどう充実するのかを可視化させるべき。予算面での取組みが見えないと、県の力の入れ具合がわからない。	新プランでは、「第3章2(2)」において、今後5年間の重点分野を明示するとともに、「第4章」において、具体的事業を例示しながら、施策の柱と方向性を記載しております。
4	本プランの支援の対象となる、どのような状態の者がどのくらいいるのか。また、その者に対してどのような政策的支援がどの程度あるのかをプラン中に図示していただきたい。それによって、支援の格差の状況がわかる。	新プランでは、「第4章」において、具体的事業を例示しながら、施策の柱と方向性を記載しております。 支援の対象者数等については、事業ごとに異なることから、網羅的にプランにおいて図示することは考えておりません。
5	プラン第4章 1(1) においてピア・カウンセリングについての記載がありますが、この施策内容は非常に有意義だと感じました。具体的な方法として、「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」を推薦し、その推進を希望します。	いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
6	育児中の仕事復帰を考える際、保育所への入所は現実的な問題として想像できるが、保育所の入所後のことについて想像することは難しい。保育所の入所の相談時などに、少なくとも小学校までの総合的な子育て支援情報を入手できる機会が得られないでしょうか。 また、子どもの障害などの専門的な話について、気軽にかつ安心して相談できる窓口があればいいと思います。	子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実については、今後、積極的に取り組むこととしております。いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。

番号	意見内容	左記に対する考え方
7	核家族世帯が増加しており、未就学児だけでなく就学児に対するサービスが充実すればよいと思います。地域のニーズに合わせて放課後児童クラブ等の施設が増えれば、家庭と仕事との両立がしやすくなると思います。	ご意見のとおり、新プランでは、「第3章2(2)」において「保育サービスと放課後対策の充実」を重点分野としております。
8	放課後児童クラブについての記載部分に、県の策定した運営基準の見直し、必要な数の確保について盛り込んで欲しい。	新プランでは、「第3章2(2)」において「保育サービスと放課後対策の充実」を重点分野としておりますが、事業実施にあたり、運営基準については、国のガイドラインの改定状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討することとしております。 また、必要数の確保については、プランに数値目標を掲げ、取り組むこととしております。
9	放課後児童クラブの質の向上の観点から、現在の運営基準は策定から5年が経過しており見直す必要がある。 県下どこに住んでいても一定の施設水準と保育内容が確保されるため、児童数に見合った広さなどの確保や指導員の労働条件の向上及び雇用の安定等が重要である。また、県の運営基準に基づく運営ができるよう、県は必要な予算を確保する必要がある。 (類似の意見を含めて2件)	
10	放課後児童クラブの運営については、事業実施者の都合だけではなく、保護者のニーズに応じて行うべきである。また運営は第3者を加えた公開された事業体で行うべきである。	いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
11	放課後児童クラブの充実とともに、小規模・零細企業において、放課後児童クラブを利用する従業員への給与補填につながる助成が必要である。	いただきましたご意見については、今後の研究課題にさせていただきます。
12	本県には、数多くの高等教育・研究機関があり、教育・研究立県の根幹をなしている。それを支え、優れた人材の育成につなげるのが放課後児童クラブである。現状では、放課後児童クラブはかぎっ子対策ではなく、幼稚園、小学校と続く教育の流れを変える常置施設である。	ご意見として承っております。
13	放課後児童クラブは、厚生労働省の福祉事業ではない。その所管主体として子ども省の設置と内閣法の改正が必要。	本年6月に国が公表した「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、「新システム実施体制の一元化」として、子ども家庭省の創設に向けて検討することとされています。
14	「赤ちゃん登校日事業」について、「他者との関わり方を学ぶ」という事業の主旨を大切に、教育委員会と連携しながら学校教育における目玉施策として取り組んでいくことを期待します。	いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。

番号	意見内容	左記に対する考え方
15	<p>親子で自然を散策しながら、心身ともに健康なからだづくりをする「歩育」を提言します。 (類似の意見を含めて2件)</p>	<p>ご意見に基づき、「第4章 4(2)」に外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組み、子どもの体力向上を図る旨を追加記載させていただきます。</p>
16	<p>地域社会のつながりの希薄化により、地域での教育力の向上の必要性が近年ますます高まってきていると思います。 そこで、青年団が行う地域のスポーツや文化活動、郷土芸能やお祭りなどの活動に対する支援も加えてはどうか。</p>	<p>ご意見に基づき、「第4章 4(3)」に「地域のふるさと活動の支援」を追加記載させていただきます。</p>
17	<p>障害の有無又は障害の程度に関わらず身近な保育所に通えたらよいと思う。障害児も放課後児童クラブに通えるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、新プランでは「第4章 6(4)」において、地域の保育所での障害児の受入を推進する旨を記載しております。 放課後児童クラブについても、障害児の受入を進めるための支援を行っております。</p>
<p>第5章 プランの推進方策【1件】</p>		
18	<p>放課後児童クラブの数値目標について、各市町から出された数値の積上げだけでなく、県としても政策的な数値目標を掲げる必要があるのではないかと。</p>	<p>数値目標については、各市町において、国の示した手法により、地域の今後のニーズを分析した結果を踏まえ、県の目標として設定しております。</p>